

## 事業評価委員会意見書

### 1 事業を実施する必要性について

- ・ 現在、警察本部は、県庁本庁舎を始め、伊福町庁舎、いずみ町庁舎など市内10施設に分散配置され、警察本部としての一体性が確保されておらず、情報集約、指揮命令系統の一元化や業務の効率性等の面で支障を来していることは問題である。
- ・ 加えて、治安対策、災害対策の拠点となる警察本部庁舎が耐震性に不安を抱えていることは大きな問題であり、もっと早期に議論すべき課題であったと考える。
- ・ 個人情報、捜査情報等を取り扱う警察業務の特殊性を考えると、セキュリティ対策は十分に講じられるべきであるが、現在は警察本部以外の部局と執務室が混在するなど、情報や人の流れを設備的に十分に管理することが困難な状況にあり問題である。
- ・ 全国的に凶悪犯罪が多発する中、治安対策活動や災害対策活動の拠点として、十分に機能を発揮できるよう、現在の警察本部庁舎が抱える本部機能の分散化、セキュリティ対策の脆弱性、耐震強度の不足を解消し、施設を充実強化する必要性は高い。

### 2 施設の規模、機能等について

- ・ 別の場所に新築する方法も考えられるが、災害発生時の対応に万全を期するため、県防災・危機管理センターと一体となった対策が必要であるため、県庁舎近隣で適地がない以上、県庁敷地内に本部庁舎を整備することは妥当と言える。
- ・ 民間以上に情報管理を求められることから、警察本部が保有する情報については、十分にバックアップを行うよう配慮することが必要である。

### 3 財政負担額と効果の比較について

- ・ 財政負担については、民間の建築物と比べて特殊な構造等であることから、ある程度建築単価が割高となることはやむを得ず、当該事業にかかる財政負担は、県民負担として許容可能な範囲と考える。
- ・ しかし、県の厳しい財政状況に鑑み、建物建設費及び管理運営費について、警察本部に求められる機能等に支障のない範囲で、可能な限りの縮減や節約を図る必要がある。

### 4 最も効率的な事業手法のあり方について

- ・ 施設の特性上、収益部門がなく、PFI事業の収益源が管理運営業務に限定され、PFI事業による経費節減効果が余り期待できないことは理解でき、公設公営方式が妥当である。

### **施設整備に関する総合意見**

- ・ 本件整備計画については、事業の必要性及び緊急性が認められ、内容も概ね適当であると考える。
- ・ ただし、県の厳しい財政状況に十分配慮し、できるだけ建物建設費及び管理運営費の縮減を図り、県民の納得いくコストで整備すべきである。